

八幡浜地区施設事務組合公告式条例

〔 昭和 4 4 年 9 月 3 0 日
条 例 第 1 号 〕

改正 昭和58年 3月30日条例第1号

(目的)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、八幡浜市役所前掲示板に掲示して行う。

(規則の公布)

第 3 条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、組合長の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して、組合長印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規定について準用する。

(組合の機関の定める規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、会議規則その他組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。この場合において、同条第 1 項中「組合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で、公表を要するものに準用する。この場合において、同条第 1 項中「組合長名」及び「組合長印」とあるのは、「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」及び「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第 6 条 規則又は規程及び組合の機関の定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 5 8 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。